

神奈川県監査委員公表第 17 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 土 井 りゅうすけ
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 3 月 29 日（神奈川県公報号外第 29 号）神奈川県監査委員公表第 5 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた 6 団体全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 県民局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人神奈川県民生福祉協会	平成28年1月20日（平成27年11月13日職員調査）	（不適切事項） 指定管理業務の実績報告に当たり、平成26年度実績報告書等の決算額が、本来の収支差額と8,682円の差異が認められるなど誤った数値で県に報告されていた。また、基本協定書第51条第1項に規定の期限までに実績報告書等を提出していなかった。	不適切事項のうち、実績報告書等の決算額の誤りについては、決算処理、実績報告書等の作成過程において確認が不十分であったことによるものであり、また、実績報告書等提出期限の超過については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について指導した。

(2) 環境農政局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県森林組合連合会	平成28年1月7日（平成27年11月9日職員調査）	（不適切事項） 補助金事務において、平成26年度県産木材流通コーディネート事業補助金に係	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、過少であった消費税仕入控除

	査)	る消費税仕入控除税額報告書の提出に当たり、外部講師謝金に係る消費税等相当額を仕入税額控除の適用対象としなかったため、返還すべき補助金返還相当額の算定を誤り、補助金返還額が4,000円不足していた。	税額相当分の返還すべき補助金については、平成28年1月29日に返還した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。
三崎マリン株式会社	平成28年1月20日（平成27年11月13日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、平成26年度の弁護士及び非常勤役員等への報酬の支払いに当たり、所得税と併せて復興特別所得税を源泉徴収していなかったため、12件、1,008円が徴収不足となっていた。また、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、所得税及び復興特別所得税30件、37,890円を過大に源泉徴収していた。	不適切事項のうち、顧問弁護士報酬の復興特別所得税の源泉徴収不足については、関係規定の確認が不十分であったことによるものであり、不足額については当該弁護士が確定申告をした際に調整済みである。また、非常勤役員等の所得税及び復興特別所得税の過大源泉徴収については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については当該非常勤役員等が確定申告をした際に調整済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。

(3) 保健福祉局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	平成27年11月9日（平成27年9月30日、同年10月1日、同月2日及び同月5日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 精神医療センターが締結したグリストラップ清掃業務委託契約（単価契約、支払総額477,900円）における単価について、契約書に記載されていないものなどがあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める委託の基準に反していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 精神医療センターが締結したグリストラップ清掃業務委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び契約事務取扱規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該事務を遂行していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令等の理解の向上を図るととも

		<p>(2) 足柄上病院等が締結した有機溶剤・化学物質、水銀含有物処理業務委託契約他4契約(単価契約、支払総額1,342,760円)の履行確認に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程に定める検査調書を作成していなかった。</p> <p>(3) 精神医療センターが締結した残飯塵芥処理業務委託契約(単価契約、支払総額7,100,235円)の業者選定に当たり、設計額、入札公告、入札不調後の随意契約のそれぞれにおいて、異なる残飯塵芥処理見込量を用いて算定を行っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立に当たり県から承継した車両(承継時評価額70,290円(税抜))について、固定資産台帳から除却すべきであったがその処理が行われず、その後、平成25年度に当該車両を売却した後も固定資産台帳に登録されていた状況が看過され続けたため、平成26年度期末時点において、現存しない資産が固定資産台帳に登録されているとともに、貸借対照表の資産等の計上が過大となっていた。</p>	<p>に、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていることとした。</p> <p>(2) 足柄上病院等が締結した有機溶剤・化学物質、水銀含有物処理業務委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び契約事務取扱規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該事務を遂行していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていることとした。</p> <p>(3) 精神医療センターが締結した残飯塵芥処理業務委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び契約事務取扱規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該事務を遂行していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構固定資産管理規程に定める固定資産の現物確認が不十分であったことに加えて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び固定資産管理規程等の定めを十分に理解・認識しないまま、当該事務を遂行していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、固定資産管理の関係規程等に関する理解の向上を図るとともに、複</p>
--	--	---	--

			<p>数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p>
--	--	--	---

(4) 産業労働局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
職業訓練法人神奈川県能力開発センター	平成27年12月14日（平成27年11月5日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、平成26年度障害者能力開発助成金（第2種：運営費助成金）（確定額103,853,536円）の精算報告に当たり、助成対象経費の報告額に平成27年3月分謝金を算入していなかったため、助成金の戻入額が過大であった。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約（支払総額172,260円）の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に規定された書面による契約が行われておらず、また受託者の許可証の写しが添付されていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、助成金の精算事務を行うに当たり、進行管理が不十分であり、複数の職員による確認が機能していなかったことによるものである。</p> <p>今後はこのようなことがないように、本助成金制度の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。</p> <p>2 契約事務については、産業廃棄物処理に係る関連法令に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関連法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。</p>

(5) 県土整備局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般社団法人かながわ土地建物保全協会	平成27年11月19日（平成27年10月7日から同月9日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、県営住宅の駐車場の空区画における無許可駐車対策として設置している封鎖ブロックについて、空区画の利用開始に伴うブロック撤去作業の単価を、「小口・緊急修繕工事業務委託契約書（県営住宅等）」に</p>	<p>不適切事項については、職員の認識不足及び確認行為が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、使用している「県営住宅駐車場整備工事小口単価表」の一部を改正し、サービスセンター及び本部において、事務管理の徹底を図るとともに、複数の職員による</p>

	<p>より当協会が定める小口修繕単価の範囲以内としているが、撤去したブロックを施工業者が再利用する場合、空区画封鎖撤去作業（再利用）単価（平成27年6月以降、11,300円）ではなく、区画封鎖撤去作業（処分）単価（平成27年6月以降、13,100円）を適用した請求書を受理し、撤去区画51箇所（総額566,500円）において、計90,400円を過大に支払っていた。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「県営住宅等における消防用設備定期点検及び水道・給水・汚水施設等の維持管理業務の委託に関する件」</p> <p>一般社団法人かながわ土地建物保全協会（以下「協会」という。）が行った県営住宅等の指定管理業務のうち、消防用設備定期点検及び水道・給水・汚水施設等の維持管理業務の委託に当たり、一般競争入札に拠らず随意契約の方法により同一業者と委託契約を締結していた。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>確認体制を強化することにより適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。</p> <p>要改善事項については、県営住宅の維持・点検業者が毎年変わると入居者の生活に支障が出る恐れがあることや事務の効率性から、一般競争入札の落札業者と複数年契約を実施したため、競争性の確保や会計規定との整合性が不十分となり、第三者に対しては説得性に欠ける執行となったものである。</p> <p>今後は、会計規定との整合性や競争性を確保するため、毎年度、入札や見積合せにより執行することとする。</p>
--	---	--